

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年8月24日 12時00分頃
発生場所	愛知県西尾市佐久島南東方沖 佐久島港太井ノ浦防波堤灯台から真方位110° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 42.8′ 東経137° 04.1′)
事故の概要	漁船第二清海丸は、東北東進中、錨泊中の漁船昭海丸に衝突した。
事故調査の経過	令和7年9月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二清海丸、13トン AC2-5181（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 昭海丸、0.6トン AC3-47878（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定 B 船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に割損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、愛知県蒲郡市倉舞港の定係地に向け、手動操舵によって約9～10ノットの対地速力で東北東進していた。</p> <p>船長Aは、前方に他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶がないと思い込んだ。船長Aは、操船中、次回の操業場所について考え事をしながら同じ針路及び速力を保持していたところ、A船とB船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船内が無人であったため周囲を見渡したところ、A船の後方で漁船が船長Bを救助していた。同漁船からA船に移乗した船長Bが海上保安庁に通報すると言っていたため、所属の漁業協同組合に本事故の発生を連絡した後、A船を帰航させた。</p> <p>船長Aは、視界が良かったため、目視のみで見張りを行い、レーダーを起動していなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、素潜り漁の目的で、佐久島南東方沖の男ヶ瀬の漁場において、船首を南方に向けてB船を錨泊させ、A旗（潜水作業中を示す国際信号旗）を掲げて、船外機を停止した。</p>

	<p>船長Bは、黒色のウェットスーツ、ゴーグル、足ひれ等を着用して海中に入り、漁を始めた。</p> <p>船長Bは、素潜りを数回繰り返した後、B船後方の海面に浮上したとき、B船の右舷方から接近するA船に気づき、航行中のA船がA旗を掲げたB船を避けると思い、A船の動静を見ていたところ、A船の船首部がB船の右舷船首部に衝突するところを見た。</p> <p>船長Bは、付近にいた漁船に救助され、A船に運ばれた際、所属の漁業協同組合担当者に本事故の発生を連絡するとともに118番通報した。</p> <p>B船は、A船から戻った船長Bが操船して、自力で帰航した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東北東進中、船長Aが、操業場所について考え事をしながら操船し、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方に他船を見掛けず航行の支障となる船舶がないと思込み、次回の操業場所について考え事をしながら操船していたことから、見張りが疎かになっていたものと考えられる。</p> <p>B船は、A旗を掲げて錨泊し、船長Bが素潜り漁を行っていたことから、避航できなかったものと認められる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東北東進中、船長Aが、考え事をしながら操船し、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、前路でA旗を掲げて錨泊中のB船に気付かず、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操船中、レーダーの使用を含め常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

